平成２２年（フ）第９４３号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目41番４号、前住所大阪府柏原市本郷５丁目５番59号
債務者　秦　　文子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―1817号、前住所大阪市旭区今市２丁目10番18号
債務者　小林　尚美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６２号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目25番１―907号
債務者　仁木喜久子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６５号
兵庫県明石市山下町４番20号　サン明石202号、旧住所兵庫県明石市荷山町2733番地の２
債務者　松本　憲人
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
神戸市西区樫野台１丁目20番地の１
債務者　細目　美紀
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番22―403号、旧住所兵庫県加古川市加古川町友沢496番地99
債務者　森井　美朱（旧姓熱田）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
神戸市西区北別府３丁目９番地の５
債務者　安藤　　都（旧姓春）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
神戸市西区伊川谷町有瀬427番地の17　岩田方
債務者　本村　綾香
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
兵庫県明石市二見町東二見1123番地の12
債務者　髙橋　和夫
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
神戸市西区北別府１丁目９番地の４　シャトル永井301号、旧住所兵庫県西宮市東山台１丁目８番地
債務者　凪　　茂子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目323番地、旧住所鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目455番地　地建ビル401号
債務者　谷口　正和（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０３号
鳥取県鳥取市古海665番地１
債務者　塚田　明美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１１号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富660番地８
債務者　坂本　琢也
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１８号
鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目852番地　アルファステイツ吉方温泉704号、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下1210番地３　ドリームハウスⅡ201号
債務者　橋本　考平
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１９号
鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目852番地　アルファステイツ吉方温泉704号、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下1210番地３　ドリームハウスⅡ201号
債務者　橋本　順子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで鳥取地方裁判所民事部